

日本共産党県会議員団の金田もとるです。会派を代表して提案されている議案 22 件のうち、議第 150 号、154 号、157 号、171 号に反対し討論いたします。

議第 150 号議案は、原発立地地域に新設又は増設した企業に対して事業税、不動産取得税及び固定資産税の減免を受けられる期間を延長するものです。これは女川原発再稼働を前提とするものであり反対です。

議第 154 号議案は、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（いわゆるデジタル手続法）の改定に基づき条例改正するものですが、以下の理由により賛成できません。

ひとつは、条例の目的に「県内の社会経済活動の更なる円滑化を図り」の文言が新たに入り、民間手続きとのオンライン化を可能としていることです。行政手続きで収集された個人情報が入民間企業に無条件に提供される危惧があります。

もうひとつは、マイナンバー活用の対象を拡大しようとしていることです。そもそも「マイナンバー制度」は、経団連などの要望のままに、国民の所得・資産・社会保障給付を把握し、国民への徴収強化と社会保障費の削減を進める仕組みとして作られました。毎年のように、200件を超えるマイナンバーの情報漏洩もが報告されていることも含め、マイナンバー活用の拡大は認められません。

日本で初めて、上下水道と工業用水の3分野9事業を一体化し、20年間の運営権を売却するという「コンセッション方式の導入による民営化」を行おうと村井知事が強引に今議会に議案を提出しました。以下の理由を述べて、議第157号「公営企業の設置に関する条例の一部を改正する条例」と議第171号「公共施設等運営権の設定について」反対いたします。

第一に、議案審査を行ううえで必要な資料を提出しないまま、議決を求めていることです。171号議案には、運営権者のSPC（=特定目的会社）「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」が県に代わって、20年間行う業務内容の項目が記載されています。しかし、実際にどのように事業を進めていくのか、具体的な関係資料を求めても、ほとんどがまだ出来あがっておらず、提出できないという状況です。

例えば、「義務事業」のなかの「経営に係る業務」は、応募要項や要求水準書には10項目あげられていますが、出てきたものは、運営権者の情報公開取扱規程と20年間の収受額の二つだけです。セルフモニタリングや危機管理は骨格的な案が示されただけです。水質管理については、仙南仙塩広域水道の素案だけで、大崎広域水道や4つの流域下水道と2つの工業用水については、素案さえも示されていません。肝心要の事業計画や実施体制の確保、財務管理、技術管理などは全く資料が出ていません。議案審査に必要な資料も出さずに、賛成してくれという、議会軽視も甚だしいやり方を認めることはできません。

第二に、これらの議案を可決すると、あとは議会の議決なく、20年にわたる運営権売却の実施契約書を県とSPCが交わすこととなります。実施契約書が公募後に、事業者との「競争的対話」の中で161か所も変更され、突発的事象の費用負担やライセンス料を伴う知的財産権使用料の支払い、再委託の手続きの簡素化、運営権者に瑕疵がある場合の免責規定の追加、業務や監査報告書提出期限延長など、運営権者のリスクは大きく減り、県の負担は増えました。実施契約書は、今まだ（案）の段階でありこれからも変更される可能性があります。

SPCに支払うライセンス料を伴う知的財産権使用料は開始時年間5000万円というのですが、20年の間にその使用料も変更され、増額する可能性があることが7月1日の委員会審査で明らかになりました。さらに21年目以降も、永久にSPCを構成する親会社に多額の使用料を支払い続けることになってしまいます。実施契約書の締結は議決案件として、議会の同意を得るべきです。

第三に、二つの議案ともに、大事なお金の取り決めが欠落していることです。

第157号議案として改正案が出されている「公営企業の設置に関する条例」の第19条には「運営権設定施設を利用する者は運営権者に利用料金を納めなければならない」とありますが、具体的な料金額も、収受額の割合も書き込まれておりません。下水道コンセッション型民営化を先駆けて行った浜松市では、下水道条例そのものに、運営権者が収受する利用料金の上限を3割と書き込み、その条例施行規程には、23.8%と具体的に記入しています。

第171号議案「公共施設等運営権の設定について」には、運営権対価が10億円であることも明記されておりません。宮城県の水道3事業全体の施設の帳簿価格は2909億円で、運営権設定施設の帳簿価格はそのうち918億円です。完全民営化であれば、2909億円の総資産を購入しなければ、事業に参入できません。わずか10億円の運営権対価で経営し利益をあげることができる「みやぎ型管理運営方式」は、村井知事の言う通り、この上もなく「民間企業がやりやすい」方式と言えます。ちなみに、処理人口40万人の浜松市下水道コンセッションの運営権対価は25億円でした。

「みやぎ型」では、2つの広域水道の給水人口189万人、4つの流域下水道の処理人口73万人、併せて延べ262万人がその対象になります。運営権対価が10億円とは大きな驚きです。また、SPCの事業費削減額287億円について、SPCと県が結ぶ実施契約書（案）に明確に記述されていないことも問題です。

第四に、運営権が設定される事業の予算・決算は、県の監査対象からも議会審査からも外れます。「みやぎ型管理運営方式」を県民や議会がどうチェック・コントロールしていくのか、その手段と前提となる情報公開のルールが不十分な点です。

今回、第157号議案で経営審査委員会の設置や議会への報告等が条例提案されていますが、経営審査委員については、企業局管理者が「議会の同意を得て任命する」ことに、議会への報告等については「報告し、承認を受ける」に条例を変え、いずれも議決事項にすべきです。そうしてこそ、二代表制や議会制民主主義という憲法と地方自治の原則を守ることとなります。SPCの情報公開取扱規程では、SPCがいくらで

も開示を拒否でき、不服申し立ての判断も SPC の親会社の法務部門や顧問弁護士が判断するとされ、客観性はないに等しく、県民の「知る権利」が保障されません。

メタウォーターグループは、SPC だけでなく、オペレーションマネジメントを担う OM 会社「みずむすびサービスみやぎ」をつくり、すべての浄水場と浄化センターの運転と維持管理を委託させるという提案が、PFI 検討委員会で高く評価され、運営権者に選定されました。県と SPC は実施契約を結びますが、どのようにして県が OM 会社をコントロールするのか、できるのか、不明です。県は OM 会社とも契約を結ぶと議会答弁していますが、定かではありません。OM 会社はヴェオリアジェネッツ社の支配下に置かれ、21 年目以降も、宮城県で根を下ろして利益を上げていくと言っていることも県民の不安と心配をいっそう大きくしています。

第五に、今、世界の水道事業の流れは「再公営化」にあるということです。

フランスに本社を置くヴェオリア社は、世界最大規模の水メジャー会社であり各地で水道事業民営化を推し進めてきました。いったん、民営化したものの、料金高騰や財政の透明性の欠如、劣悪な運営による水質悪化、過度な人員削減によるサービスの低下などの問題が噴出し、2017 年時点で世界 33 カ国、267 の事業体が再公営化を決定しています。知事はコンセッション方式による「みやぎ型管理運営方式」は海外での民営化失敗の教訓に学んだと強調されていますが、その根拠は明確に示されません。このまま「みやぎ型」を推し進めることは世界の流れに逆行することになります。

第六に、SPC は人件費で 167 億円、設備や機械の更新投資で 348 億円、あわせて 515 億円のコスト削減を図ろうとしています。人件費は 3 割もカットされます。施設設備の改築計画や健全度計画もまだできておらず、県民の安全安心や働く人の賃金や権利がどのように守られるのか、ハッキリとした説明もなく、それをどう担保、検証するのもあいまいなままです。

メタウォーターグループの事業提案書に記述されていた鳴瀬川と吉田川浄化センターでの汚泥含水率の目標値について、県企業局は未だ、「取り違え」を認めていませんが、性能発注だから削減額を守れば、その維持管理の中身は問わないとする県の姿勢を垣間見ることのできる象徴的で深刻な問題です。汚泥含水率は、下水道施設のコストに削減に大きく影響する重要事項であり、その「取り違え」を見抜けず、指摘・是正できない県企業局やメタウォーターグループの技術力とチェック能力を疑わざるを得ません。

第七に、応募した 3 企業グループとの競争的対話を経て「優先交渉権者」を決定した過程にも不透明感があります。9 事業のうち、1 事業でも赤字の計画であれば「失格」とする判断基準は公募要件の中には明示されていませんでした。この 1 点をもって JFE グループが「失格」とされたことは、公平・公正な選考という点で問題があります。

第八に、市町村水道の「広域化」という名前で、圏域ごとに市町村水道を合併し、さらに「垂直連携」と言っ、県事業との統合を国の言うままに、県が進めようとし

ていることです。市町村水道は、多くの地元中小・小規模事業者が公共事業として仕事を受注しており、適正な単価で安定した事業を営んでいます。昼夜を問わず、発生するトラブルにも対応し、地域に根づいて働いています。ところが、ヴェオリアジェネッツが経営権を握る OM 会社が 20 年間にとどまらず、将来にわたって、県内市町村上下水道で影響力を強めていけば、地域で循環していたお金が県外どころか、国外へ流出していきます。世界一の水メジャー、ヴェオリアグループの支配を許すわけにはいきません。

第九に、まだまだ県民の多くが、この事業を理解していないことです。そのことは、説明会開催とパブリックコメントを再度行うこと、そのために議案審査の凍結を求める請願が 1 万 9 4 4 9 人の署名とともに、県議会に提出されたことでも明らかです。

知事は、「全ての県民でなく、1 万人越えの人が疑問を持っていると受け止めている。非常に多くの県民は理解している」と答弁しました。県民の心配や不安の声を汲み取ることが出来ない知事なのかと暗澹たる思いにとらわれます。

第十に、「水」は命のみなもとであり、国と自治体が責任をもって提供しなければならないものです。「商品」として販売し、利潤を上げ、株主配当をするようなものにしてはいけません。

地方自治法第一条二項では「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と規定しています。水道事業が危機的な状況にあるのであれば、住民福祉に貢献する水道行政の実現に向けてどう改善するのか、自主的・総合的な議論が今こそ必要です。

今日の水道事業の経営的困難の根幹には、将来の水需要を過大に見積もり、管路や設備への過剰投資が行われてきたことがあります。今そのツケが巨額の更新費用としてのしかかっている。加えて、地域人口の減少と節水技術の発達による水の需要量の減少がある。大口需要者である企業の中には自前で地下水利用設備を備えるところも増えています。地域の水循環や水需要などの科学的分析のもとに管路のダウンサイジングや地域の実情に即した水源の確保・活用を含む仕組みを再構築する必要があります。国が道路や橋などのインフラ整備、改修にお金を出すように、水道施設の更新費用にも税金を投入することが求められます。そういう政策の転換こそが重要です。

そして、議会はその推進を図る組織として役割を果たさなければなりません。

当該の第 157 号・第 171 号議案を審査した建設企業員会では今議会での議案採択にあたって、「継続審査」を求めた動議について 4 対 4 の賛否同数、最後は委員長の裁決で否決となり、議案そのものの採択についても 4 対 4 の賛否同数で、同じく委員長の裁決で可決となりました。両議案に関しては、一般質問の中でも県政与党・野党を問わず、多くの疑問が呈されました。これらの経過を鑑みても性急に今議会で両議案を可決することは大きな禍根を残すことになると思います。議員諸兄諸姉の賢明なる判断をお願いして討論を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

(5061 文字)